

入湯税
特別徴収事務の手引

令和8年2月

岐阜市

目次

第1章 入湯税の概要.....	3
1 入湯税の概要.....	3
2 納税義務者・税率.....	3
3 課税免除.....	3
第2章 入湯税の手続き概要.....	5
1 入湯税の徴収方法.....	5
2 入湯税の手続きの流れ.....	6
第3章 特別徴収義務者の登録・変更等.....	7
1 特別徴収義務者としての申告.....	7
2 特別徴収義務者の申告事項の変更.....	8
3 経営の休止・再開・廃止.....	9
第4章 入湯税の申告納入.....	10
1 申告納入.....	10
2 更正の請求.....	11
第5章 適正な申告納入のために.....	12
1 帳簿等の記載・保存.....	12
2 調査.....	12
3 更正・決定.....	12
4 加算金.....	13
5 延滞金.....	14
6 不服申立て.....	15
第6章 その他.....	16
1 領収書等への表示.....	16
2 電子申告・電子納付.....	17
3 申告書等の記入の仕方.....	18
4 各種様式のダウンロード.....	27
5 申告書等の提出先・お問合せ先.....	27

第1章 入湯税の概要

1 入湯税の概要

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税される税金で、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設等の整備、観光振興などに要する費用に充てることを目的とした地方税です。

2 納税義務者・税率

(1) 納税義務者

入湯税の納税義務者は、岐阜市内の鉱泉浴場において入湯される方です。

※ 鉱泉浴場・・・温泉法に規定する温泉を利用する浴場

(2) 税率

入湯客1人1日につき150円です。

※ 1泊2日の場合は、1日として計算します。

3 課税免除

次のいずれかに該当する方については、入湯税の課税が免除されます。

(1) 年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方

- ・小学生以下の年齢に相当する場合は、課税が免除されます。

(2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する方

- ・共同浴場とは、寮、社宅、療養所等に付設され日常の利用に供される施設をいいます。
- ・一般公衆浴場とは、住民が日常の公衆衛生のために利用する銭湯などの施設をいいます。

(3) 岐阜市三田洞神仏温泉を利用し、入湯する方

(4) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の行事として行われる旅行に参加する方

- ・対象者は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の施設に通う児童、生徒又は学生（以下「生徒等」といいます。）並びに引率者が対象です。

- 引率者とは、生徒等の引率を行う学校等関係者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいいます。なお、旅行業者の添乗員やカメラマン等は対象となりません。
- 対象となる学校の行事は、学校長が認めた、学校、学年、施設全体として実施される行事です。

[手続きについて]

• 学校長等の施設の長が「学校等の行事であることの証明書」を作成し、鉱泉浴場事業者へ提出してください。なお、**宿泊税にて証明書を受領しておれば、入湯税についても受領したものとみなします。**

• 鉱泉浴場事業者は、受領した証明書の写し（宿泊税分として受領したものの写し）を入湯税の申告の際に、岐阜市財政部税制課諸税係（以下「税制課」といいます。）へ提出してください。なお、月をまたぐ宿泊の場合は、当初の宿泊月の申告時のみの提出となります。

• 証明書の原本は、鉱泉浴場（宿泊施設）にて5年間保管が必要です。

（5）入湯に係る料金の額（消費税及び地方消費税を除く）が1,000円以下の額で日帰りで入湯する方

- 日帰り入湯をし、かつ、その利用料金が1,000円以下の入湯客は課税が免除されます。
- 利用料金とは入場料、休憩料、入湯料等の名称にかかわらず、鉱泉浴場への入湯を主な目的とした当該施設の利用に際し支払われるべき料金（消費税及び地方消費税を含まない）をいいます。この場合において、入湯するために支払う料金以外の料金として施設利用料やタオル代等があらかじめ利用料金に含まれている場合は、これらを含んだ料金としてください。
- 会議・食事等に入湯が含まれる場合（セットプラン）でその料金内訳として入湯のみの料金が区分されていない場合は、日帰り入湯のみの場合の利用料金を当該利用料金としてください。

（6）公益上その他の事由により市長が特に課税を不相当と認める方

- 主なケースとして、天災等による施設の被災や、施設が被災者の避難先になること、また被災地支援の方の宿所となる場合などを理由として、課税が免除されることを想定しておりますが、詳細については税制課にお問合せください。

第2章 入湯税の手続き概要

1 入湯税の徴収方法

入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場を経営されている方です。特別徴収義務者は、入湯客が納付すべき入湯税を徴収し、岐阜市へ申告と納入をしていただくこととしています。このような制度を「特別徴収制度」といいます。

特別徴収制度においては、納税義務者が入湯税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「入湯」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき入湯税相当額の申告と納入をしていただく必要があります。なお、特別徴収義務者には「求償権」が認められます。

※求償権・・・他の人の債務を代わりに支払った場合に、その支払った金額を本来の債権者に請求できる権利のことです。



また、特別徴収義務者は、入湯税の徴収、申告、納入のほか、各種申請や帳簿保存等を行う必要がありますので、詳しくは下記のページを参照してください。

- ◆ 特別徴収義務者の登録・変更等 …… 7 ページ
- ◆ 入湯税の申告納入 …… 10 ページ
- ◆ 帳簿等の記載・保存 …… 12 ページ

2 入湯税の手続きの流れ

STEP0 温泉利用許可 / 長良川温泉使用許可



STEP1 入湯税に係る特別徴収義務者の申告

「入湯税に係る特別徴収義務者申告書」を税制課へ提出



STEP2 鉱泉浴場の入湯客から入湯税を徴収

1人1日につき
150円

課税免除

- ◆年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方
- ◆修学旅行等の宿泊を伴う学校行事に参加する方
- ◆1,000円以下の額で日帰りで入湯する方 など



重要 課税免除の詳細は P3 を参照してください。



STEP3 入湯税の申告と納入

「入湯税納入申告書」を税制課へ提出

「入湯税納入書」により金融機関で納入

第3章～第5章の各種手続き書類の提出先は、税制課の窓口です。（郵送も可能です。）

◆送付先◆ 〒500-8701 岐阜県岐阜市司町40番地1

岐阜市役所 財政部税制課 諸税係行

なお、地方税共同機構が運営する「eLTAX」により、手続き書類の提出及び電子申告・電子納付が可能となります。eLTAXの利用には、事前の利用届出等が必要となります。詳しくは P17 を参照してください。

第3章 特別徴収義務者の登録・変更等

鉱泉浴場の経営者の方（特別徴収義務者となる方）は、鉱泉浴場の経営の開始、変更、廃止等の際、次の手続きが必要となります。

1 特別徴収義務者としての申告

新たに鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始しようとする日の前日までに特別徴収義務者としての申告を行ってください。

【提出書類】

①	入湯税に係る特別徴収義務者申告書 記入例 P18 ※申告者が個人の場合は、マイナンバーカード（写）又は通知カード（写）及び本人であることが確認できる書類の提出が必要です。
②	温泉利用許可書の写し
③	長良川温泉使用許可書の写し（長良川温泉を使用する場合のみ）

※ 特別徴収義務者である法人に合併・分割が生じた場合で、承継法人が新規の申告を行う場合は、備考欄に合併・分割前の特別徴収義務者を記入してください。

また、相続による場合で、相続人が新規の申告を行う場合は、備考欄に相続前の特別徴収義務者を記入してください。（次項「特別徴収義務者の申告事項の変更」を参照してください。）

※温泉利用等の許可申請中であるなど、経営開始日の前日までに②③の許可書等を添付できない場合は、②③に代えて許可申請書の控え等を提出してください。

2 特別徴収義務者の申告事項の変更

「入湯税に係る特別徴収義務者申告書」の申告事項（特別徴収義務者、施設の名称、書類送付先等）に変更があった場合は、速やかに変更の届出を行ってください。

【提出書類】

①	入湯税に係る特別徴収義務者異動申告書 記入例 P23
②	〔特別徴収義務者に係る変更（代表者、所在地又は住所の変更等）の場合〕 （法人の場合）履歴事項全部証明書（写） （個人の場合）住民票（写）
	〔施設に係る変更の場合〕 旅館業法等の規定による変更届出書（写）又は変更の事実を確認できる書類等
	〔その他の変更〕 変更の内容が確認できる書類

ただし、次のいずれかの事由により特別徴収義務者に異動があったときは、変更の届出ではなく、従前の特別徴収義務者による「鉱泉浴場経営（休止・再開・廃止）届出書」及び新たな特別徴収義務者による「入湯税に係る特別徴収義務者申告書」を提出してください。

- ア 経営譲渡、相続又は贈与
- イ 既登録時の特別徴収義務者を被合併法人とする合併
- ウ 会社分割による別法人への業務の承継
- エ 個人事業者から法人への変更
- オ 法人の解散による個人事業者への変更
- カ その他上記に類する事項

3 経営の休止・再開・廃止

鉱泉浴場の経営を1か月以上休止する場合は、事前に休止の届出を行ってください。

休止期間を定めずに経営を休止する場合には、経営を再開しようとするときに再開の届出を行ってください。なお、休止の日までに徴収すべき入湯税がある場合は、申告納入を行う必要があります。

鉱泉浴場の経営を廃止した場合は、速やかに届出を行ってください。なお、廃止の日までに徴収した入湯税がある場合は、申告納入を行う必要があります。

【提出書類】

①	鉱泉浴場経営（休止・再開・廃止）届出書 記入例 P25
②	〔経営を休止する場合〕 旅館業法等の規定による廃止（停止）届（写）又は休止を確認できる書類（「休止のお知らせ」等）
	〔経営を再開する場合〕 旅館業法等の規定による変更届出書（写）又は再開を確認できる書類（「再開のお知らせ」等）
	〔経営を廃止する場合〕 旅館業法等の規定による廃止（停止）届（写）

第4章 入湯税の申告納入

1 申告納入

(1) 申告納入期限

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの間の入湯に係る入湯税について、原則、翌月の末日までに、必要事項を記入した「入湯税納入申告書」を税制課へ提出し、併せてその税額を「入湯税納入書」により最寄りの金融機関で納入してください。(eLTAXによる電子申告・電子納付も可能です。詳しくはP17を参照してください。)

なお、期限後に申告及び納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が増加される場合があります。

また、修学旅行等の宿泊を伴う学校行事の参加者について課税免除とした場合は、「学校等の行事であることの証明書」の写しも併せて提出してください。

※ 月末が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日が申告納入期限になります。

※ 12月の申告納入期限は翌年1月4日(この日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日)です。

※ 「学校等の行事であることの証明書」は、宿泊税にて受領したものを入湯税にも流用することが可能です。

(2) 入湯税納入申告書

申告納入期限までに「入湯税納入申告書」に、入湯のあった月における入湯税の課税対象となる入湯の総数、入湯税額その他必要な事項を記入し、提出してください。 記入例 P20

※ 「入湯税納入申告書」は岐阜市ホームページよりダウンロードして使用してください。

ア 注意点

- 申告すべき入湯税額が0円の場合も申告書の提出が必要です。適正な課税のため、ご協力をお願いいたします。
- 郵送し、控えの返送を希望される場合は、返信用封筒(宛先記入、切手貼付)を同封してください。

※ 郵送により提出された場合は、税制課に届いた日が申告日となります。ただし、郵便局(郵便官署)の消印があれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。

(3) 入湯税納入書

申告された入湯税は、申告納入期限までに「入湯税納入書」にて岐阜市の指定する下記金融機関で納入してください。 [記入例 P22](#)

また、電子申告された場合は、eLTAX の共通納税システムでの電子納付も可能です。

※ 「入湯税納入書」は岐阜市ホームページよりダウンロードして使用してください。

納入場所

十六銀行、三菱 UFJ 銀行、大垣共立銀行、あいち銀行、名古屋銀行、岐阜信用金庫、大垣西濃信用金庫、関信用金庫、岐阜商工信用組合、イオ信用組合、近畿産業信用組合、東海労働金庫、ぎふ農業協同組合 以上の本・支店

※令和 8 年 1 月末時点です。上記金融機関に変更がある場合はご注意ください。

ア 注意点

- 1 か月分ごとに 1 部作成してください。
- コンビニエンスストアでの納入、スマホアプリを利用した電子決済サービス及び口座振替は対応できません。

2 更正の請求

(1) 更正の請求とは

特別徴収義務者の方が、計算誤り等の理由により納入すべき入湯税額を実際よりも過大に申告してしまった場合、更正の請求を行うことができます。

なお、更正の請求ができるのは、原則として納入期限から 5 年以内です。

(2) 請求の手続

更正の請求は「入湯税更正請求書」に理由を明記の上、税制課に提出してください。

更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。そのため、帳簿等を見せていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

第5章 適正な申告納入のために

1 帳簿等の記載・保存

日々の入湯税を適正に把握していただくために、岐阜市税条例の規定により特別徴収義務者は、帳簿を備え、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければなりません。

また、取引情報の授受を電磁的方法によって行う電子取引をした場合には、原則として、その電磁的記録（電子データ）をそれぞれの保存期間内で保存する必要があります。ただし、その電磁的記録を出力した紙によって保存している場合には、当該電磁的記録を保存する必要はありません。

※帳簿は、記載の日から2年間保存しなければなりません。

※帳簿は、上記の事項が網羅されたものであれば、書式等が異なる業務用帳簿等に代えていただいても構いません。（例：総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等）

2 調査

入湯税の適正な申告や申告内容等の確認を行うため、岐阜市の担当職員が申告指導や実地調査を行うことがあります。公平公正な税務行政の運営のためご協力をお願いします。

3 更正・決定

更正とは、申告いただいた入湯税額に誤りがある場合に行う処分をいい、決定とは、申告納入すべき入湯税額があるにもかかわらず、申告がない場合に行う処分をいいます。

調査等により、申告すべき入湯税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくため、更正又は決定を行います。

更正・決定を行った場合は、「入湯税（更正・決定）通知書」により、納入すべき税額及び納入期限を通知しますので、納入期限までに納入してください。

4 加算金

入湯税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

(1) 過少申告加算金

納入申告書の提出期限までに申告があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき **更正による不足税額の10%**

※ 不足税額のうち、一定金額を超える部分について、さらに5%が加算されます。

(2) 不申告加算金

① 期限後に納入申告書の提出があったとき **申告税額の15%**

② 納入申告書の提出がないために決定があったとき **決定税額の15%**

③ ①②の場合について、更正があったとき **更正による不足税額の15%**

④ ①が、決定があることを予知せずに行われたものであるとき **申告税額の5%**

※ ①～③の場合で納入すべき税額のうち、50万円を超える部分について、さらに5%が加算されます。

※ ④の場合において、その期限後申告書が、本来の期限から1月以内に提出されていることなどの一定の要件を満たす場合、加算金が課されないことがあります。

(3) 重加算金

事実に基づかず、不正な処理による申告又は不申告であったとき

① 過少申告加算金に関するもの **過少申告加算金10%に代えて35%**

② 不申告加算金に関するもの **不申告加算金15%に代えて40%**

※ 一定期間に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽に基づく申告書の提出等を行った場合、加算金の割合に10%が加算されます。

5 延滞金

納入期限までに入湯税を納入されなかった場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金がかかります。

【延滞金の計算方法】

ア 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額となります。

ただし、延滞金特例基準割合（※）が年7.3%を下回る場合は、その年内は延滞金特例基準割合+1%となります。（年7.3%を上限とします。）

※ 延滞金特例基準割合とは、「各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合」+1%の割合です。

イ 納期限の翌日から1か月を経過した日以後は、税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額となります。

ただし、延滞金特例基準割合が年7.3%を下回る場合は、その年内は延滞金特例基準割合+7.3%となります。

※ ただし、延滞金の計算については、次のとおり端数処理を行います。

○延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

また、その税額の金額が2,000円未満であるときは、延滞金がかかりません。

○算出された延滞金額に100円未満の端数があるときには、これを切り捨てます。また、その延滞金の金額が1,000円未満であるときは、延滞金がかかりません。

6 不服申立て

課税の決定や滞納処分などについて不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

(1) 審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる入湯税に係る主な処分は次のとおりです。

- 税額の更正又は決定
- 加算金の決定
- 更正請求の否認

(2) 手続

所定の事項を記載した審査請求書を、岐阜市長あてで税制課に提出してください。

第6章 その他

1 領収書等への表示

領収書等に入湯税の名称とその額を表示するようお願いします。

なお、入湯税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、入湯税額分も消費税の課税対象となる場合があります。

(例1)

領 収 証		
〇〇 〇〇様		
〇〇〇号室人数 1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	200円
	入湯税	150円
	合 計	11,350円
〇年〇月〇日 岐阜市〇〇町〇〇番地 〇〇旅館		
印 紙	領 収 印	

(例2)

領 収 証		
〇〇 〇〇様		
〇〇〇号室人数 1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	合 計	11,000円
上記のほか、宿泊税額200円、入湯税額150円を領収しました。		
〇年〇月〇日 岐阜市〇〇町〇〇番地 〇〇旅館		
印 紙	領 収 印	

(例3)

領 収 証		
〇〇 〇〇様		
〇〇〇号室人数 1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	11,350円
	合 計	11,350円

上記金額には、宿泊税額200円、入湯税額150円が含まれております。

〇年〇月〇日
岐阜市〇〇町〇〇番地
〇〇旅館

印 紙	領 収 印
--------	-------

2 電子申告・電子納付

地方税共同機構が運営する「eLTAX」による電子申告・電子納付が可能です。

各種手続きの一連の流れは、下記の URL よりご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/support/manual/> ☞ PCdesk Next マニュアル - 「ガイド編【申告等】」 -
「PCdesk Next ガイド【申告等】」 - 「1.2 PCdesk Next を利用した手続きの一連の流れ」

各種手続きの詳細は、下記の URL よりご利用ください。

- ・利用届出（新規）に関すること（初回のみ） [利用するソフト：PCdesk（WEB版）]

<https://www.eltax.lta.go.jp/support/manual/>

- ・電子申告等に関すること [利用するソフト：PCdesk Next]

<https://www.eltax.lta.go.jp/special/pcdesknext/>

※第3章～第5章の各種申告・申請に係る手続きでは、申請書等の様式及び必要な書類を添付してご利用いただけます。

- ・電子納付等に関すること [利用するソフト：PCdesk（WEB版）／PCdesk（DL版）]

<https://www.eltax.lta.go.jp/support/manual/>

3 申告書等の記入の仕方

(1) 入湯税に係る特別徴収義務者申告書

新たな鉱泉浴場の経営開始に伴い、入湯税の特別徴収義務者として申告する際に使用します。

		1 令和8年8月15日
(あて先) 岐阜市長		住 所 (所在地) 〒500-0000 岐阜市〇〇〇町1丁目1番1号 氏 名 (名 称) 株式会社 岐阜市税観光 代表取締役 岐阜 太郎 個人番号 (法人番号) 13240000000000 電話番号 058 (〇〇) 1234
		入湯税に係る特別徴収義務者申告書
入湯税の特別徴収義務者として、岐阜市税条例第146条の7項の規定により、次のとおり申告します。		
3	所在地	岐阜市〇〇〇町2丁目2番2号 電話番号 058 (〇〇〇) 5678
	ふりがな 名 称	ぎふしぜいほてる 岐阜市税ホテル
	経営の種類	ホテル・旅館・その他 ()
	浴槽数	4槽 (その内温泉を使用するもの 2槽)
	経営開始 (予定)日	令和8年9月1日
4	温泉利用許可	令和8年8月15日許可 許可番号 岐阜市指令保生(許認可)〇号
5	長良川温泉使用許可	(長良川温泉を使用する場合に記入) 許可番号
6	使用する温泉	いけだゆげ 温泉 (長良川温泉を使用する場合は記入不要)
7	書類送付先	住 所 (所在地) 岐阜市〇〇〇町2丁目2番2号 電話番号 058 (〇〇〇) 5678
		ふりがな 氏 名 (名 称) ぎふしぜいほてる けいりか 岐阜市税ホテル 経理課
8	備 考	

1 「提出年月日」欄

- 申告書の提出年月日を記入してください。（郵送の場合は、発送日を記入してください。）

2 「申請者」欄

- 特別徴収義務者となる鉱泉浴場の経営者の住所、氏名又は名称を記入してください。法人の場合には法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記入してください。
- 個人の場合は12桁のマイナンバー（個人番号）、法人の場合は国税庁から通知の13桁の法人番号を記入してください。法人番号がご不明な場合は、「国税庁 法人番号公表サイト」にてご確認ください。

3 「鉱泉浴場」欄

- 鉱泉浴場の住所又は所在地、氏名又は名称、経営の種類、浴槽数を記入してください。
- 「経営開始（予定）日」欄には、施設の経営を開始する日を記入してください。

4 「温泉利用許可」欄

- 岐阜市生活衛生課発行の「温泉利用許可書」に記載の許可日と許可番号を記入してください。

5 「長良川温泉使用許可」欄

- 長良川温泉を使用する場合、岐阜市保健衛生政策課発行の「温泉使用許可書」に記載の許可日と許可番号を記入してください。（長良川温泉を使用しない場合は記入不要です）

6 「使用する温泉」欄

- 使用する温泉名を記入してください。（長良川温泉を使用する場合は記入不要です）

7 「書類送付先」欄

- 申告についての問い合わせ、関係書類（納入書等）を送付する際、「申請者」欄の住所・氏名とは異なる宛先への送付を希望する場合に記入してください。記入の際は担当部署名まで記入してください。また、直通電話番号があれば記入してください。

8 「備考」欄

- その他、必要に応じて記入してください。（吸収合併による新規登録の場合の前事業者の法人名等）

(2) 入湯税納入申告書

入湯税を申告する際に使用します。

1	令和8年 4月分 入湯税納入申告書	2	個人番号及び法人番号 13240000000000
		3	指定番号 5100500009
(受付印)	(申告年月日)	4	令和8年 6月 1日
	(あて先) 岐阜市長		

5	別徴収義務者	所在地(住所) 岐阜市〇〇〇町1丁目1番1号			
		名称(氏名) 株式会社 岐阜市税観光			
		代表者名 岐阜 太郎	経営の種類 ホテル業		
		屋号及び称号 岐阜市税ホテル	電話番号 058 (〇〇〇) 5678		

1 岐阜市税条例第146条の5第3項の規定により申告します。

4	7	8	9	
4月中の 総入湯客数	左のうち課税免除分			課税標準 税率 (1人)
	12歳以下の者	学校行事等	日帰り入湯客	税額
6	57	38	117	874 150円 131,100 円

区分	総入湯客数	左のうち課税免除分			差引	区分	総入湯客数	左のうち課税免除分			差引	
		12歳以下の者	学校行事等	日帰り入湯客				12歳以下の者	学校行事等	日帰り入湯客		
明細書	1	40	2	0	1	37	17	43	0	0	6	37
	2	30	1	0	3	26	18	0	0	0	0	0
	3	32	0	0	0	32	19	36	1	0	5	30
	4	0	0	0	0	0	20	42	3	0	8	31
	5	0	0	0	0	0	21	67	11	23	12	21
	6	49	0	0	4	45	22	39	1	0	6	32
	7	70	5	15	5	45	23	26	1	0	9	16
	8	49	4	0	1	44	24	40	0	0	5	35
	9	14	0	0	0	14	25	0	0	0	0	0
	10	11	0	0	1	10	26	37	0	0	5	32
	11	0	0	0	0	0	27	60	1	0	6	53
	12	58	8	0	7	43	28	82	2	0	1	79
	13	25	0	0	2	23	29	38	7	0	3	28
	14	74	4	0	8	62	30	23	3	0	4	16
	15	45	0	0	10	35	31	0	0	0	0	0
	16	56	3	0	5	48	合計	1,086	57	38	117	874

備考	
----	--

1 「入湯年月」欄

- 対象となる入湯年月を記入してください。

2 「個人番号及び法人番号」欄

- 個人の場合は12桁のマイナンバー（個人番号）、法人の場合は国税庁から通知の13桁の法人番号を記入してください。法人番号がご不明な場合は、「国税庁 法人番号公表サイト」にてご確認ください。

3 「指定番号」欄

- 岐阜市から鉱泉浴場ごとに割り当てている指定番号を記入してください。

4 「申告年月日」欄

- 申告書の提出年月日を記入してください。（郵送の場合は、発送日を記入してください。）

5 「特別徴収義務者」欄

- 特別徴収義務者の所在地（住所）、名称（氏名）、屋号及び称号、経営の種類、電話番号を記入してください。法人の場合には法人名に加え、代表者の氏名も併せて記入してください。

6 「総入湯客数」欄

- 入湯行為月における延べ入湯客数を記入してください。その下の明細書欄に日ごとの内訳を記入してください。

7 「課税免除」欄

- 入湯税の課税免除対象となる入湯客数の合計を種類ごとに記入してください。その下の明細書欄に日ごとの内訳を種類ごとに記入してください。

8 「課税標準」欄

- 入湯税の課税対象となる入湯客数を記入してください。その下の明細書欄の「差引総入湯客数」に日ごとの内訳を記入してください。

9 「税額」欄

- 課税標準の人数に税率 150 円を乗じた税額を記入してください。

(3) 入湯税納入書

入湯税を金融機関で納入する際に使用します。

*** 納付場所**

十六銀行	三菱UFJ銀行
大垣共立銀行	あいち銀行
名古屋銀行	岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫	関信用金庫
岐阜商工信用組合	イオ信用組合
近畿産業信用組合	東海労働金庫
ぎふ農業協同組合	以上の本・支店

*** 延滞金**

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるときは、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は金額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、間(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。ただし、延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は金額を切り捨てます。

*** 督促状**

納期限までに税金を完納されないときは、督促状が発付されます。なお、督促状発付日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないときは、延滞処分を受けることになります。

納入書兼領収証書	
1	令和8 年度入湯税
2	所在地(住所)及び名称(氏名) 岐阜市〇〇〇町1丁目1番1号 株式会社 岐阜市税観光 岐阜市税ホテル 様
3	指定番号 51005〇〇〇〇9 令和8年4月分
4	納税額 延滞金 督促手数料 加算金 合 計 1 3 1 1 0 0
5	納入期限 令和8年6月1日
領収日付印	
上記のとおり領収しました。	
岐阜市指定金融機関 岐阜市収納代理金融機関	

(この領収書は、5年間保存してください。)

岐阜市

納入済通知書

令和8 年度入湯税	
令和8 年度入湯税	
2	所在地(住所)及び名称(氏名) 岐阜市〇〇〇町1丁目1番1号 株式会社 岐阜市税観光 岐阜市税ホテル 様
3	指定番号 51005〇〇〇〇9 令和8年4月分
4	納入金額 税 額 延 滞 金 督促手数料 加算金 合 計 1 3 1 1 0 0
5	納入期限 令和8年6月1日
領収日付印	
上記のとおり収納しましたので通知します。	
岐阜市指定金融機関 岐阜市収納代理金融機関	

(受付金融機関→十六銀行→市役所)

岐阜市

1 「年度」欄

課税年度を記入してください

2 「特別徴収義務者」欄

特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称、鉱泉浴場名を記入してください。

3 「指定番号」「申告年月」欄

「指定番号」欄には、岐阜市から鉱泉浴場ごとに割り当てている指定番号を記入してください。

「申告年月」欄には、対象となる入湯年月を記入してください。

4 「納入金額」欄

「納入金額」の「税額」欄と「合計」欄に申告納入すべき入湯税額を右づめで記入してください。

5 「納入期限」欄

当該月分の申告納入期限を記入してください。申告納入期限については、10ページを参照してください。

※この納付書は2片1組になりますので、キリトリ線で切り離さず、2片セットで金融機関へ提出してください。

※領収証書は5年間保管してください。

(4) 入湯税に係る特別徴収義務者異動申告書

特別徴収義務者として登録している事項（特別徴収義務者、施設の名称、書類送付先等）に変更があった場合に使用します。

1 令和8年11月5日									
<p>(あて先) 岐阜市長</p> <p style="text-align: center;">(特別徴収義務者)</p> <p>住 所 (所在地)</p> <p style="text-align: center;">岐阜市〇〇〇町1丁目1番1号</p> <p>氏 名 (名 称)</p> <p style="text-align: center;">株式会社 岐阜市税観光</p> <p style="text-align: center;">代表取締役 岐阜 太郎</p> <p>個人番号 (法人番号) 1 3 2 4 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p>									
<p>入湯税に係る特別徴収義務者異動申告書</p> <p>入湯税の特別徴収義務者の申告事項の変更について、岐阜市税条例第146条の7の規定により、次のとおり申告します。</p>									
3	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">所在地</td> <td style="padding: 5px;">岐阜市〇〇〇町2丁目2番2号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電 話 番 号</td> <td style="padding: 5px;">058 (〇〇〇) 5678</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td style="padding: 5px;">岐阜市税ホテル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特別徴収義務者 指定番号</td> <td style="padding: 5px;">51005〇〇〇〇9</td> </tr> </table>	所在地	岐阜市〇〇〇町2丁目2番2号	電 話 番 号	058 (〇〇〇) 5678	名 称	岐阜市税ホテル	特別徴収義務者 指定番号	51005〇〇〇〇9
所在地	岐阜市〇〇〇町2丁目2番2号								
電 話 番 号	058 (〇〇〇) 5678								
名 称	岐阜市税ホテル								
特別徴収義務者 指定番号	51005〇〇〇〇9								
4	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">変 更 日</td> <td style="padding: 5px;">令和8年11月1日</td> </tr> </table>	変 更 日	令和8年11月1日						
変 更 日	令和8年11月1日								
5	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">変 更 項 目</td> <td style="padding: 5px;"> 特別徴収義務者 ・ 鉦泉浴場 ・ 温泉利用許可等 ・ 書類送付先 ・ その他 () </td> </tr> </table>	変 更 項 目	特別徴収義務者 ・ 鉦泉浴場 ・ 温泉利用許可等 ・ 書類送付先 ・ その他 ()						
変 更 項 目	特別徴収義務者 ・ 鉦泉浴場 ・ 温泉利用許可等 ・ 書類送付先 ・ その他 ()								
6	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%; text-align: center;">変 更 前</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">変 更 内 容</td> <td style="padding: 5px;"> 鉦泉浴場名称 「岐阜市税ホテル」 </td> <td style="padding: 5px;"> 鉦泉浴場名称 ぎふしうかいほてる 「岐阜市鶴飼ホテル」 </td> </tr> </tbody> </table>		変 更 前	変 更 後	変 更 内 容	鉦泉浴場名称 「岐阜市税ホテル」	鉦泉浴場名称 ぎふしうかいほてる 「岐阜市鶴飼ホテル」		
	変 更 前	変 更 後							
変 更 内 容	鉦泉浴場名称 「岐阜市税ホテル」	鉦泉浴場名称 ぎふしうかいほてる 「岐阜市鶴飼ホテル」							

1 「提出年月日」欄

- 申告書の提出年月日を記入してください。（郵送の場合は、発送日を記入してください。）

2 「特別徴収義務者」欄

- 特別徴収義務者の住所、氏名、個人番号を記入してください。法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名、法人番号を記入してください。

3 「鉱泉浴場」欄

- 鉱泉浴場の住所又は所在地、氏名又は名称を記入してください。
- 岐阜市から鉱泉浴場ごとに割り当てている指定番号を記入してください。

4 「変更日」欄

- 変更日を記入してください。

5 「変更項目」欄

- 「入湯税に係る特別徴収義務者申告書」の各項目の中で変更のあった項目を選択してください。

6 「変更内容」欄

- 変更内容を具体的に記入してください。
- 名称等の変更の場合は、ふりがなも記入してください。
- 変更内容が複数ある場合には、すべてご記入ください。

(5) 鉱泉浴場経営（休止・再開・廃止）届出書

鉱泉浴場の経営を1か月以上休止する場合、経営を再開する場合、経営を廃止する場合に使用します。

		1 令和8年8月30日
(あて先) 岐阜市長		
		(特別徴収義務者)
		住 所 (所在地)
		岐阜市〇〇〇町1丁目1番1号
2		氏 名 (名 称)
		株式会社 岐阜市税観光
		代表取締役 岐阜 太郎
		個人番号 (法人番号) 13240000000000
鉱泉浴場経営（休止・再開・廃止）届出書		
鉱泉浴場の経営の休止、再開又は廃止について、岐阜市税条例第146条の7の規定により、次のとおり届け出ます。		
3	所在地	岐阜市〇〇〇町2丁目2番2号 電話番号 058 (〇〇〇) 5678
	名 称	岐阜市税ホテル
	特別徴収義務者 指定番号	51005000009
4	申告区分	<input checked="" type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 再開 <input type="checkbox"/> 廃止
5	休 止 期 間	令和8年9月10日から令和8年10月31日まで（予定）
6	再開又は廃止の日	
7	休止又は廃止の理由	施設改装工事のため営業を休止します。 休止中の連絡先 058 (〇〇〇) 9876 経理課

1 「提出年月日」欄

- 申告書の提出年月日を記入してください。（郵送の場合は、発送日を記入してください。）

2 「特別徴収義務者」欄

- 特別徴収義務者の住所、氏名、個人番号を記入してください。法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名、法人番号を記入してください。

3 「鉱泉浴場」欄

- 鉱泉浴場の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者氏名を記入してください。
 岐阜市から鉱泉浴場ごとに割り当てている指定番号を記入してください。

4 「申告区分」欄

- 該当する項目の口にチェックを入れてください。

<以下については、申告する内容に応じて、該当する欄に記入してください>

5 「休止期間」欄

- 休止期間の年月日を記入してください。
 休止期間を定めずに経営を休止する場合は休止開始日のみを記載してください。
※休止届出をした場合、経営再開時にも必ず届出書を提出してください。

6 「再開又は廃止の日」欄

- 再開又は廃止の日の年月日を記入してください。

7 「休止又は廃止の理由」欄

- 具体的に記入してください。

4 各種様式のダウンロード

手続きに必要な各種様式は、岐阜市ホームページ（ページ番号 1038247）に掲載しております。必要に応じ、ダウンロードしてご利用ください。

また、ダウンロードが難しい場合は税制課窓口でもお渡しできますので、お問合せください。

5 申告書等の提出先・お問合せ先

岐阜市財政部税制課諸税係入湯税担当

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 市庁舎3階

TEL 058-265-3908

メールアドレス zeimu@city.gifu.gifu.jp